

# 兵庫県公報

平成29年 1月17日 火曜日 第 2866 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更及び廃止の届出（同）	6
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	8
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	8
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	8
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 入札公告（管理課）	14
○ 同 上（県立但馬技術大学校）	16
<b>企業庁公告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い	18
<b>選挙管理委員会公告</b>	
○ 平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	20
<b>公安委員会告示</b>	
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	21

## 告 示

### 兵庫県告示第19号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）

の一部を次のように改正し、平成29年1月17日から施行する。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中	を	に改める。
「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 まちづくり基本方針 ひょうご経済・雇用活性化プラン ひょうご社会基盤整備基本計画 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画	」	「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 まちづくり基本方針 ひょうご経済・雇用活性化プラン ひょうご社会基盤整備基本計画 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画 兵庫県国土利用計画



**兵庫県告示第20号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
医療法人社団医仁会ふくやま病院	明石市硯町2-5-55	平成28年11月1日
医療法人社団医仁会ふくやま・すこやかクリニック	同 市西明石北町3-1-23	同
医療法人社団ししだ眼科クリニック	同 市明南町1-3-1	同
明舞調剤薬局	同 市松が丘2-2-6 明舞プラザ2F	同
明舞調剤薬局松が丘店	同 市松が丘2-3-3 コムボックス明舞3F	同
医療法人社団川畑歯科医院明石駅前歯科クリニック	同 市大明石町1-6-1 パピオスあかし3階	平成28年12月1日
おおみち眼科	加古川市平岡町新在家1588-21 アビエスメディカルモール2F	同
ステラ調剤薬局	たつの市揖保川町神戸北山151-1	平成28年11月1日
ウエルシア薬局三木平田店	三木市平田2-10-18	同
薬局サンダ	南あわじ市市福永420-3	平成28年8月23日



**兵庫県告示第21号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出があった。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
渡辺産婦人科小児科	芦屋市船戸町6-21	医療機関名称
宍粟市訪問看護ステーション	宍粟市山崎町鹿沢115-13	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人社団医仁会譜久山病院	明石市西明石北町3-1-23
医療法人社団医仁会すこやかクリニック	同 市小久保5-17-3
しした眼科クリニック	同 市野々上2-10-16 エクセレント西明石
明舞調剤薬局	同 市松が丘2-2-6 明舞プラザ2F
明舞調剤薬局松が丘店	同 市松が丘2-3-3 コムボックス明舞3F
有限会社カトレア薬局	同 市和坂12-16
仁寿堂医院	洲本市宇原194-1
山口医院	相生市相生2-11-4
みさき薬局	加古川市神野町石守418-2
そよかぜ薬局加古川店	同 市米田町平津392-45

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人桂誠会東野クリニックサンシティ宝塚	宝塚市宝梅2-6-26

4 再開の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人桂誠会東野クリニックサンシティ宝塚	宝塚市宝梅2-6-26



**兵庫県告示第22号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
あおぞら調剤薬局ゆりのき店	明石市大久保町ゆりのき通2-2-4	エムティーメディカル 有限会社	明石市大久保町大窪字 長池2195-1	平成28年11月8日
サンステップ薬局明石店	同 市南貴崎1-1	有限会社サンステップ	同 市南貴崎1-1	同 月18日
阪神調剤薬局東二見店	同 市二見町西二見89 -7 兵庫二見ビル204	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榭町1-18	同 月30日
阪神調剤薬局江井ヶ島店	同 市大久保町西島724 -4	同 上	同 上	同
あおぞら調剤薬局	同 市大久保町大窪字 長池2195-1	エムティーメディカル 有限会社	明石市大久保町大窪字 長池2195-1	平成28年12月1日
阪神調剤薬局伊丹店	伊丹市車塚2-25	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榭町1-18	同 年11月30日
フロンティア薬局昆陽池店	同 市昆陽池1-79- 1	株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原3- 5-36	同 年12月1日
阪神調剤薬局豊岡店	豊岡市戸牧1107-11	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榭町1-18	平成29年1月1日
阪神調剤薬局いちご薬局店	同 市戸牧37-2	同 上	同 上	同
阪神調剤アヤマ薬局店	同 市正法寺570-4	同 上	同 上	同
阪神調剤あかり薬局店	同 市戸牧300-1	同 上	同 上	同
赤穂市地域包括支援センター	赤穂市中広267	赤穂市長	赤穂市加里屋81	平成28年8月1日
ユーアイ調剤薬局荒井店	高砂市荒井町中新町5 -7	有限会社ユーアイ調剤 薬局	高砂市高砂町農人町 1895-2	同 年11月24日
阪神調剤薬局高砂店	同 市荒井町日之出町 4-13	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榭町1-18	平成29年1月1日
クオール薬局小野店	小野市敷地町1382-246	クオール株式会社	港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37 階	平成28年11月1日
阪神調剤薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834 -3	株式会社阪神調剤薬局	芦屋市大榭町1-18	同 年12月9日
岩屋調剤薬局	淡路市岩屋983	株式会社ウィーズ	北葛飾郡松伏町築比地 795-1	同 年11月1日



### 兵庫県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。  
平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ふくやまケア	明石市西明石北町3-1-12	医療法人社団医仁会	明石市碓町2-5-55	事業者名称・所在地
ふくやまヘルプステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
ちいきのよりどころ	高砂市中島3-2-18	特定非営利活動法人機能回復研究所	加古川市野口町長砂1023-3	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
医療法人社団医仁会譜久山病院	明石市西明石北町3-1-23	医療法人社団医仁会	明石市碓町2-5-55
そよかぜ薬局加古川店	加古川市米田町平津392-58	株式会社owlly	加古川市米田町平津392-58
赤穂市地域包括支援センター	赤穂市中広1092	赤穂市長	赤穂市加里屋81
ひかり薬局こもえ店	西脇市蒲江311-2	株式会社セレナ	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル9階

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
げんきな木ヘルプステーション	洲本市宇山1-4-17	株式会社ドリームサポート	洲本市宇山1-4-17



兵庫県告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
鍼灸治療院和み堂	明石市朝霧町3-3-3	井 上 和 哉	明石市朝霧町3-3-3	平成28年11月1日

あづみ接骨鍼灸院	同 市魚住町清水117-1 101号	安 積 隆 雄	同 市二見町東二見599-1	同 月 4 日
のぞえ整骨院	加古郡播磨町野添1617-3	白 杵 良 祐	加古川市加古川町平野86 ハ イツオノ201号	同 月19日



**兵庫県告示第25号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	変更内容
檜作鍼灸接骨院	芦屋市親王塚町8-6 1F	檜 作 徹	芦屋市親王塚町8-6 1F	名称

2 廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
鍼灸治療院和み堂	明石市朝霧町2-9-20	井 上 和 哉	明石市朝霧町2-9-20



**兵庫県告示第26号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**篠山川沿岸土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 對 保 章	篠山市東本荘29番地



**兵庫県告示第27号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**神戸市平野町土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	政 井 裕 之	神戸市西区平野町堅田196番地の1
同	政 井 勝 美	同 市同区平野町堅田480番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 肇	神戸市西区平野町堅田341番地

同 政 井 保 宏 同 市同区平野町堅田424番地

室見台土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 村 公 男	豊岡市出石町暮坂300番地
同	北 川 武 夫	同 市出石町福住426番地
同	米 本 博 文	同 市出石町長砂25番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
同	杉 本 進	同 市出石町細見121番地
同	川 崎 普	同 市出石町荒木1014番地
同	中 嶋 英 樹	同 市出石町上村163番地の1
同	森 田 進 一	同 市出石町馬場40番地
監 事	上 田 敏 夫	同 市出石町弘原154番地の3
同	渋 谷 輝 雄	同 市出石町荒木725番地
同	山 下 純 二	同 市出石町長砂228番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 川 武 夫	豊岡市出石町福住426番地
同	川 崎 普	同 市出石町荒木1014番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
同	杉 本 義 美	同 市出石町細見133番地の1
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	山 下 純 二	同 市出石町長砂228番地
同	犀 川 光 行	同 市出石町弘原39番地
同	浦 上 宏	同 市出石町中村53番地
監 事	中 嶋 英 樹	同 市出石町上村163番地の1
同	尾 芝 光 俊	同 市出石町細見649番地
同	川 崎 薫	同 市出石町長砂243番地



兵庫県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
市島町土地改良区	平成28年12月20日



兵庫県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 1月 4日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	太尾奥池・中池地区	平成29年 1月17日から 同 年 2月 6日まで	姫路市役所



**兵庫県告示第30号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
たつの市	二柏野地区	平成29年 1月17日から 同 年 2月 6日まで	たつの市役所



**兵庫県告示第31号**

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査の対象となる家畜  
平成28年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
平成29年 2月13日 (月)	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



**兵庫県告示第32号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項及び同条第5項の規定により、加古川地域森林計画を樹立し、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立は平成29年 4月 1日からその効力を生ずるものとし、この計画の一部変更は公表の日からその効力を生ずるものとする。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 樹立及び一部変更した地域森林計画区及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
		兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所



加古川地域森林計画の樹立	平成29年 4月 1日から 平成39年 3月31日まで	阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	平成27年 4月 1日から 平成37年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

- 2 樹立及び一部変更年月日  
平成28年12月28日



**兵庫県告示第33号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町海内字サコ田1541の1、1541の2、1542の1、1542の2、1543、1607から1610まで、字青山1544の1、1544の2、1546の3、1547の2、字ヤケ尾1603
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字サコ田1542の2・1610（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第34号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐用郡佐用町才金字熊井536の7から536の9まで、536の19
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第35号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社東洋金属熱錬工業所  
 大阪市西淀川区福町1丁目6-20  
 代表取締役 大山照雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社東洋金属熱錬工業所高砂第2工場  
 高砂市阿弥陀町魚橋530

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号イ 焼入れ施設	
能	力	15t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7~8	7~8.9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15

窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	340	700
りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.3	0.6
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	300	660
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	1
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	1

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 1月17日から同年 2月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第36号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第 1 項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成29年 2月 3日（金）午後 2時から午後 3時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町 3—2—5 兵庫県西神戸庁舎 4階会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社タクトホーム  
 代表者氏名 木 村 卓  
 事務所所在地 神戸市長田区御船通一丁目 5 番地の 1  
 免 許 番 号 兵庫県知事 (3) 第10860号  
 免 許 年 月 日 平成26年 1月16日

公 告

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (m <sup>2</sup> )	地 目

1	尼崎市元浜町二丁目89番	2,254.55	宅 地
2	豊岡市出石町寺町字桑垣530番	1,900.21	宅 地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成29年1月17日（火）から同年2月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

## 5 入札の場所及び日時

- (1) 場所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県公社館総務第2会議室（2階）
- (2) 日時  
物件1 平成29年3月2日（木）午前10時30分  
物件2 平成29年3月2日（木）午後1時30分

## 6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当  
電話 (078) 341-7711 内線4875



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市奥池町1番292、1番1782
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
伊丹市鴻池二丁目14番7号  
パスカル株式会社 代表取締役 北 浦 一 郎
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年10月4日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-5号（28芦屋）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年1月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町魚橋字池崎932番61、932番62、1019番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1  
有限会社大成住建 代表取締役 段 畑 幸 彦  
加古川市西神吉町宮前821番地の101  
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年11月28日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-32-2号（27高砂）

## 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年1月17日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

平成29年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

平成29年4月1日（土）から同年9月30日（土）まで

## (4) 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

## (5) 入札方法

入札金額は規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 築地

電話 (078) 341-7711 内線4947 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年1月17日（火）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成29年2月27日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階 小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（簡易書留に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年2月24日（金）午後5時までに上記アの場所に必

着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成29年1月17日（火）午前9時から同月31日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成29年2月20日（月）午後5時から同月27日（月）午前11時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成29年1月18日（水）から同年2月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成29年1月18日（水）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、1月31日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年2月20日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年2月23日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年4月1日（土）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。





## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒668-0051 兵庫県豊岡市九日市上町660—5  
兵庫県立但馬技術大学校 生涯訓練課 担当 植田  
電話(0796)24-2233 ファックス(0796)24-0875
- (2) 一般競争入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成29年1月17日（火）から同月23日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成29年1月30日（月）午後2時  
兵庫県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター センター教室2
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
  - ア 受付期間  
平成29年1月17日（火）から同月23日（月）まで（県の休日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
  - イ 受付場所 前記3(1)に同じ
  - ウ 提出書類  
仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
  - エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
  - オ 確認の結果 平成29年1月26日（木）午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札保証金の納入を求める場合は、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を、平成29年1月27日（金）正午までに納付しなければならない。  
ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国（公社、公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。  
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札は、所定の日時及び場所で入札をすること。  
イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。  
キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。  
(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 企業庁公告

### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に

より、次のとおり公告する。

平成29年1月17日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市朝霧東町2丁目780番11	259.29	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁総務課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成29年1月17日（火）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号1

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成29年 2月 3日（金）午前10時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企業庁総務課

電話 (078) 341-7711 内線5419

選挙管理委員会公告

平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成28年12月21日に次の者を表彰した。

平成29年 1月17日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称

豊岡市選挙管理委員会

赤穂市選挙管理委員会

宝塚市選挙管理委員会

丹波市選挙管理委員会

太子町選挙管理委員会

新温泉町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名

職 名

住 所

井上英臣

神戸市中央区選挙管理委員会委員

神戸市中央区

藤井義輝

西脇市選挙管理委員会委員長

西脇市

戸田弘志

三木市選挙管理委員会委員長代理

三木市

山口彰

川西市選挙管理委員会委員長職務代理者

川西市

井上昌

香美町選挙管理委員会委員長

美方郡香美町

井上隆文

神戸市選挙管理委員会事務局長

姫路市

雲丹亀 章	神戸市兵庫区選挙管理委員会選挙課長	三木市
田代浩之	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課主幹	神戸市須磨区
吹田育久	兵庫県選挙管理委員会書記	明石市
藤田寛之	兵庫県選挙管理委員会書記	神戸市須磨区

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

氏名	職名	住所
稲野秀子	宝塚市明るい選挙推進協議会副会長	宝塚市
真殿義郎	川西市明るい選挙推進協議会理事	川西市

(団体の部)

名称	所在地
武庫川女子大学附属高等学校放送部	西宮市
兵庫県立龍野北高等学校	たつの市
関西学院大学 学生団体P & P	三田市
兵庫県立淡路三原高等学校放送部	南あわじ市

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を平成28年12月15日付けで解いたので、公示する。

平成29年1月17日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

委嘱を解いた者

氏名	活動区域
森岡 藤次郎	尼崎南警察署の管轄区域